

スポーツ安全保険について（傷害保険）

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

■ 対象となる事故の範囲（日本国内のみ対象）

- ①MFJ公認、または承認登録された競技会の公式開催期間(MFJが公認した競技会期間)でかつ当該競技会主催者の統轄下において行われた『競技』『予選』『練習』中の、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射、熱射病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む。)が対象
- ②MFJ公認、または承認登録された競技会に参加しているものの当該競技会の経路往復中の事故

■ 保険責任期間

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなります。(平成 24 年度は、平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日)
ただし、MFJライセンスの申請が 4 月 1 日以降の場合は、入会日の翌日から有効となり終期は翌年 3 月 31 日までです。

■ 加入区分・掛金

スポーツ安全保険は「スポーツの種類」や「子供と大人」の加入区分により掛金と補償額が定められ、MFJ の場合は下記の加入区分・掛金となります。

<MFJでの対象加入区分>

加入対象者	年間掛金	加入区分
子供 毎年 3 月 31 日現在で 15 歳以下の者(中学生以下)	800 円	A1
大人 毎年 3 月 31 日現在で 16 歳以上の者(高校生以上)	1,850 円	C

※上記掛金の他に、保険事務手数料 500 円(一律)が必要です。

※掛金および保険事務手数料はライセンス会員申請と同時に納めていただきます。

※上記内容は平成 24 年度スポーツ安全保険を基に作成しています。今後、変更となることがあります。

■ 支払われる保険金（MFJ 会員の事故で多く適用される傷害保険についてのみ説明）

- ①支払われる保険金種別は次の通りです。

保険金種別	対象となる治療期間・限度日数
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の死亡
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の後遺障害
入院保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院
手術保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の所定の手術 (入院保険金が支払われる場合に限る)
通院保険金	支払日数は 90 日を限度とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院

※上記内容は平成 24 年度スポーツ安全保険を基に作成しています。今後、補償内容が変更となることがあります。

- ②入院・通院・手術保険金のお支払は医師の治療が対象となります。柔道整復師(接骨医)による施術は、医師の治療に準じて取扱います。
- ③後遺障害保険金は、程度によって最高額(死亡保険金を基準としてその 1.5 倍)の 3%～100%が支払われます。また、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から、すでに支払われた金額を控除した残額が支払われます。
例) ○終身常に介護を要するとき・・・100%
○両方の聴力を全く失ったとき・・・80%
○一眼が失明したとき・・・60%
○一腕または、一脚を失ったとき・・・60%
- ④手術の種類に応じて、入院保険金日額の 10 倍、20 倍又は 40 倍が手術保険金として入院保険金に加算して支払われます。但し、1 事故につき事故の日を含めて 180 日以内の手術 1 回でかつ入院保険金が支払われる場合に限りです。
- ⑤平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、支払われません。
なお、通院しない場合においても、骨折などの傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと保険会社が認めたときは、その日

数に対して通院保険金を支払います。

- ⑥入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
- ⑦同一治療日における入院保険金と通院保険金は重複して支払われません。
- ⑧入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入・通院保険金は重複して支払われません。
- ⑨これらの保険金は健康保険や他の保険からの給付、損害賠償などと関係なく支払われます。

■ 傷害保険 保険金額

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
A1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
C	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

※入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※入・通院ともに医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

※上記内容は平成24年度スポーツ安全保険を基に作成しています。今後、補償内容が変更となることがあります。

■ 保険金が支払われない主な場合

- ①MFJが公認・承認していない競技会での傷害
 - ※公認・承認された大会に付随する走行等でも、開催期間(MFJが公認した競技会期間)外で対象でない場合があります。
- ②MFJ会員登録及びスポーツ安全保険加入手続きを行っていない
 - ※競技会日程間際のライセンス申請手続きでは間に合わない場合があります。
- ③次のような事由により生じた傷害
 - ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 - ・被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他医療措置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く)
 - ・地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱、放射能汚染など
 - ※条件付戦争危険等面積に関する一部特約が付帯されているため、テロ行為によりケガは除きます。
- ④むちうち症や頸椎症などの頸部症候群、腰痛などで、自覚症状がなく、医学的他覚所見のないもの。
- ⑤次のものは傷害に含まれず、保険金が支払われません。
 - ・急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります)
 - ・野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要因を満たさないスポーツ特有の障害
 - ・成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など) など
- ⑥日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

■ その他

スポーツ安全保険で設定されている「賠償責任保険」は自動車・オートバイ等乗車中の事故は、対象外となります。

※オートバイ・自動車等乗車中でない(例えば自転車乗車中第三者に損害を与えた等)は対象となる場合もあります。

スポーツ安全保険の詳細は、(財)スポーツ安全協会発行の資料、またはホームページをご覧ください。

ホームページ : <http://www.sportsanzen.org>

問い合わせ : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号 TEL:03-5510-0022